

たのしいでんきプラン別説明書

エンハンスプラン

<あんしんサポート365 無償付帯商品>

<HTB 修理サポートM 無償付帯商品>

<HTB エナジークラブオフ 無償付帯商品>

<あんしんネット生活 無償付帯商品>

北海道 東北 東京 中部 北陸

関西 中国 四国 九州

2026年7月10日制定

HTBエナジー株式会社

たのしいでんきプラン別説明書

【エンハンスプラン】

目 次

1	契約種別	5
2	エンハンスプラン 北海道	6
3	エンハンスプラン 東北	6
4	エンハンスプラン 東京	7
5	エンハンスプラン 中部	7
6	エンハンスプラン 北陸	8
7	エンハンスプラン 関西	9
8	エンハンスプラン 中国	9
9	エンハンスプラン 四国	10
10	エンハンスプラン 九州	10
11	本説明書の変更および廃止	11

「たのしいでんきプラン別説明書 エンハンスプラン」（以下、当該説明書を「本説明書」といい、当該プランを「本プラン」といいます。）は、当社のたのしいでんき約款（以下、「たのしいでんき約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

本説明書は、2026年7月10日より実施し、お客さまにより本プランへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2. あんしんサポート 365

本プランには、水漏れなど緊急対応サービス「あんしんサポート 365」が無償付帯されています。サービス内容は別途当社の「あんしんサポート 365 利用規約」に定めるほか、当社 WEB サイトに掲載しております。

本プランによる電気の供給開始日が当月15日までのお客さまは翌月1日、本プランによる電気の供給開始日が当月16日以降のお客さまは翌々月1日よりサービス開始となります。

あんしんサポート 365 問い合わせ先

時間…24 時間 365 日

電話…0120-431-365

3. HTB 修理サポート M

本プランには、家電修理サービス「HTB 修理サポート M」が無償付帯されています。サービス内容は別途当社の「HTB つながる修理サポート M 利用規約」に定めるほか、当社 WEB サイトに掲載しております。

本プランによる電気の供給開始日が当月15日までのお客さまは翌々月1日、本プランによる電気の供給開始日が当月16日以降のお客さまは3か月後の1日よりサービス開始となります。

通信端末修理費用保険特典においても「修理サポート M」と同日に開始されます。

HTB 修理サポート M 問合せ先

「修理サポートセンター」

・電話番号:0120-278-728

・受付時間:10 時～21 時(年末年始除く)

引受保険会社

東京都豊島区東池袋 1-12-5 東京信用金庫本店ビル 10 階-B

さくら損害保険株式会社

通信端末修理費用保険 問い合わせ先

電話番号:0570-036-736

受付時間:10 時～19 時(年末年始は除く)

WEB ページ:<https://www.sakura-ins-form.jp/form/6255196f849ca>

4. HTB エナジークラブオフ

本プランには、当社が提供する会員向け優待パッケージサービス「HTB エナジークラブオフ」が無償付帯されています。サービスの内容は、別途当社の「HTB エナジークラブオフ利用規約」に定めております。

本プランによる電気の供給開始日が当月15日までのお客さまは翌月5日、本プランによる電気の供給開始日が当月16日以降のお客さまは翌々月5日よりサービス開始となります。

HTB エナジークラブオフ問い合わせ先

「HTB エナジークラブオフ お客様センター」

時間…10 時～18 時(年末年始を除く)

電話…0800-888-8732

5. あんしんネット生活

本プランには、インターネット利用時のトラブルに備えるサービス「あんしんネット生活」が無償付帯されています。サービス内容は別途当社の「あんしんネット生活利用規約」に定めております。

本プランによる電気の供給開始日の翌月1日からサービス開始となります。

(※サービス開始日は当該日の開始時点を基準とします。)

本サービスには、ネット詐欺に関する相談サポートおよび一定条件のもと補償が受けられる保険サービスが含まれます。

あんしんネット生活問合せ先

「あんしんネット生活 お客様センター」

時間…10 時～19 時(サービス提供元指定のメンテナンス日を除く)

電話…0120-064-559

6. プラン変更に関する制限

本プランのお客さまは、たのしいでんき約款 7(需給契約の成立および契約期間)(2)ハに定める最低利用期間内において、本プランから他プランへの変更を行うことはできないものといたします。

7. 料金表

本説明書における、電気料金については次の「たのしいでんき 料金表」において、定めます。

たのしいでんき 料金表

本説明書における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	エンハンスプラン北海道	従量電灯 B
	エンハンスプラン東北	従量電灯 B
	エンハンスプラン東京	従量電灯 B
	エンハンスプラン中部	従量電灯 B
	エンハンスプラン北陸	従量電灯 B
	エンハンスプラン関西	従量電灯 A
	エンハンスプラン中国	従量電灯 A
	エンハンスプラン四国	従量電灯 A
	エンハンスプラン九州	従量電灯 B

2 エンハンスプラン 北海道

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、北海道電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	2,750 円 00 銭
--------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 90 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 80 銭

3 エンハンスプラン 東北

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、東北電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	2,750 円 00 銭
--------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 30 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 60 銭

4 エンハンスプラン 東京

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、東京電力パワーグリッド株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	2,750 円 00 銭
--------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 30 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 60 銭

5 エンハンスプラン 中部

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、中部電力パワーグリッド株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)

(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツまたは50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	2,750 円 00 銭
--------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 80 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 30 銭

6 エンハンスプラン 北陸

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、北陸電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	2,750 円 00 銭
--------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 40 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 30 銭

7 エンハンスプラン 関西

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 A

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、関西電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量抛出台金反映額)に定める容量抛出台金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	2,750 円 00 銭
--------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 10 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 50 銭

8 エンハンスプラン 中国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 A

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、中国電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量抛出台金反映額)に定める容量抛出台金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	2,750 円 00 銭
--------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 60 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 30 銭

9 エンハンスプラン 四国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 A

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、四国電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	2,750 円 00 銭
--------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 50 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 70 銭

10 エンハンスプラン 九州

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、九州電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	2,750 円 00 銭
--------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

最初の 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 40 銭
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 80 銭

11 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社は 60 日以上前に、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款 2 の 2(供給条件の説明等)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。